

富士市介護予防・日常生活支援総合事業 ★訪問型サービス(介護予防訪問介護相当)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数 (現行)	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	1,176単位 日割の場合	39単位 ÷30.	39 1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	2,349単位 日割の場合	77単位 ÷30.	77 1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	3,727単位 日割の場合	123単位 ÷30.	123 1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	12単位減算	-12 1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1単位減算 ÷30.	-1 1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	23単位減算	-23 1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1単位減算 ÷30.	-1 1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	37単位減算	-37 1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	1単位減算 ÷30.	-1 1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場	所定単位数の10%減算	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位加算 100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位加算 200
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50 1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000加算	

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードです。